

**重要(必ず読んで下さい)**

**貸与に係る留意事項(端末及び電源ケーブル等)**

- 日新高校の生徒に端末及び電源ケーブル(以下「貸与機器」という。)の無償貸与を、以下の通り実施します。貸与機器の利用に係り、下記確認書を必ず7月15日(木)までに担任へご提出してください。
- 貸与期間は、令和4年3月31日までとします。ただし、次年度も同一校に通学することが決まっている場合、貸与機器を返却することなく継続して利用することが可能です。下記確認書は年度ごとに(毎年)提出していただく必要があります。
- 転出、退学や卒業等、生徒が通学する学校での在籍期間が終了するまでに、貸与機器を遅滞なく返却してください。
- 貸与機器の取扱いについては、下記の点に注意してください。

記

- 公序良俗に反することや、違法行為、極端な生活リズムを崩すような利用はやめてください。本市において端末の通信記録や、Webアクセスの履歴を調査・確認することがあります。なお、学校外での利用における、インターネット接続に係る通信料金については、ご家庭でご負担をお願いします。
  - 貸与機器の利用にあたって、以下の事項の遵守をお願いします。以下の事項が守られず、貸与機器が正常に使用できる状態で返却されなかった場合には、弁償等の対応をしていただくことがあります。
    - ・ 端末は、学校内の所定の回線で使用する際にのみ不適切なサイトへのアクセスを制限しているフィルタリングを設定しております。フィルタリング設定やパスワードを変更しないでください。家庭内等での使用は各生徒が自覚、責任を持ち使用ください。
    - ・ 他人への転貸(また貸し)や転売をしないでください。
    - ・ 精密機器につき、丁寧・適正な取扱いをお願いします。乱暴に取り扱ったり故意に破損させたりしないでください。
  - 貸与機器について、万が一、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上、学校の指示に従ってください。必要な手続きをお願いすることがあります。故障と判断しても、勝手に修理はしないでください。なお、『学校外』で破損、紛失、盗難等があった場合は、基本的には自己責任となり弁償いただくこととなりますので、くれぐれもご注意ください。
- \*盗難の被害にあった場合には、必ず警察に届け出ください。

.....✕キリトリ.....

(第1号様式)

<b>日新高校の生徒用端末等貸与確認書</b>	令和 3 年    月    日
(あて先) 東大阪市教育委員会 教育長	
端末及び電源ケーブルの貸与を受けるにあたり、以下の項目について確認しました。	
●確認事項(☑をつけてください)	
□「貸与に係る留意事項」を確認し、借用した機器(端末及び電源ケーブル)を丁寧・適正に取り扱うことを含め全ての事項を遵守します。	
<b>東大阪市立日新高等学校</b>	
年    組    番	生徒氏名
_____	
保護者氏名	
④	

※保護者氏名欄の押印については、自著で署名がある場合に限り、省略することができます。